

## 紹介受診重点医療機関について

- 令和 3 年 5 月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 49 号）が成立・公布され、地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けて、データに基づく議論を地域で進めるため、外来機能報告等が医療法に位置づけられた。（令和 4 年 4 月 1 日施行）
- 具体的には、
  - ① 対象医療機関が都道府県に対して、外来医療の実施状況を報告（外来機能報告）する。
  - ② 当該報告を踏まえて、「地域の協議の場」において、外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議を行う。
  - ③ この中で、「医療資源を重点的に活用する外来<sup>\*</sup>」を地域で基幹的に担う医療機関として、「紹介受診重点医療機関」を明確化することとした。

### ※＜「医療資源を重点的に活用する外来」の例示＞

- 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来  
（悪性腫瘍手術の前後の外来 など）
- 高額等の医療機器・設備を必要とする外来  
（外来化学療法、外来放射線治療 など）
- 特定の領域に特化した機能を有する外来  
（紹介患者に対する外来 など）

- 紹介受診重点医療機関の基準（外来機能報告等に関するガイドライン）  
**＜重点外来基準＞**  
 初診のうち「医療資源を重点的に活用する外来」が 40%以上 かつ  
 再診のうち「医療資源を重点的に活用する外来」が 25%以上

### ＜紹介率及び逆紹介率の基準＞

紹介率 50%以上 かつ 逆紹介率 40%以上

### ＜「地域の協議の場」での協議＞

重点外来基準を満たし、医療機関が意向を有する場合

⇒ 特別な事情がない限り、「紹介受診重点医療機関」とする。

重点外来基準を満たさないが、医療機関が意向を有する場合

⇒ 重点外来基準に加え、紹介率・逆紹介率等を活用して協議を行う。

重点外来基準を満たすが、医療機関が意向を有しない場合

⇒ 当該医療機関の意向が第一であることを踏まえつつ、当該地域の医療提供体制のあり方を協議の上、2回目の協議に改めて意向を確認する。

- 令和4年度外来機能報告をもとに、令和5年度第1回知多半島構想区域地域医療構想推進委員会（書面開催）において協議を行い、4医療機関（半田市立半田病院、公立西知多総合病院、国立長寿医療研究センター、あいち小児保健医療総合センター）が外来受診重点医療機関に指定された。
- 令和5年度外来機能報告（速報値）における、紹介受診重点医療機関の基準や意向の状況は表のとおり。（詳細は資料4-2）

		紹介受診重点医療機関の意向	
		あり	なし
重点外来 基準	満たす	2施設 (A)	0施設 (B)
	満たさない	2施設 (C)	(D)

(A)：半田市立半田病院、公立西知多総合病院

(C)：国立長寿医療研究センター、あいち小児保健医療総合センター  
（どちらも紹介率・逆紹介率の基準を満たす）

上記4医療機関については、すでに紹介受診重点医療機関の指定を受けているため、指定を継続する。